

泉区連合自治会町内会長会 6月定例会

開催日時 令和6年6月19日(水)
14:00～

1 市連会6月定例会報告事項

(1) よこはまテレビ・プッシュの開始について

【総務局】・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(2)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 第74回「社会を明るくする運動」ポスターならびに啓発展チラシの掲出について(依頼)	掲出依頼
	資料1●
(担当・説明: 泉区社会福祉協議会)	
<広報よこはま掲載: なし>	

第74回「社会を明るくする運動」ポスターならびに啓発展チラシの掲出についての依頼です。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)

(2) よこはまテレビ・プッシュの開始について	情報提供
	資料2★
(担当・説明: 総務局緊急対策課)	
<広報よこはま掲載: あり(6月号)>	

テレビを使った情報伝達サービス(よこはまテレビ・プッシュ)に対して補助金を交付する事業を開始しましたので、事業説明を行います。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(3) 横浜市におけるシェアサイクル事業について	情報提供
	資料3★
(担当・説明: 道路局道路政策推進課)	
<広報よこはま掲載: なし>	

横浜市では現在、シェアサイクル事業を進めており、道路や歩道、地区センター等区民利用施設、商業施設などに順次サイクルポートを設置しています。

つきましては、自治会町内会長の皆様にも事業を周知させていただくと共に、サイクルポートの設置候補地(自治会町内会館等)がございましたら道路局までお気軽にご連絡くださいますようお願いいたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(4) 住宅用火災警報器の一斉点検の実施について (担当・説明：泉消防署予防課)	周知依頼
	資料4★
<広報よこはま掲載：なし>	

平成23年の設置義務化から13年が経過した住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

つきましては、防災訓練等の機会に、「住宅用火災警報器の一斉点検」を実施していただくよう依頼をするものです。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(5) 令和6年度泉区「町の防災組織研修会」及び「防災出前講座」の開催について (担当・説明：泉区総務課)	周知依頼
	資料5★
<広報よこはま掲載：なし>	

地域の自助と共助の醸成を目的として町の防災組織を対象とした、令和6年度「町の防災組織研修会」及び「防災出前講座」を開催します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(6) 地域向け特別市制度説明会の開催について（ご案内） (担当：政策経営局制度企画課、泉区区政推進課・説明：泉区区政推進課)	周知依頼
	資料6★
<広報よこはま掲載：なし>	

特別市について山中市長による説明会を開催しますので、各自治会町内会の皆様への周知について、御協力をお願いします。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(7) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き (市街化区域と市街化調整区域の区域区分) 見直し」都市計画市素案の 説明会開催等について (担当：建築局都市計画課、都市整備局企画課・説明：泉区区政推進課)	情報提供
	資料7★

<広報よこはま掲載：あり(7月号)>

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保等)」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね6～7年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和7年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

【添付リーフレットについて】

6月下旬以降、線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(8) 戸塚駅東口周辺の混雑緩和対策に伴うバス停移転について (担当：戸塚区区政推進課、道路局道路政策推進課・説明：泉区区政推進課)	掲出依頼
	資料8★

<広報よこはま掲載：なし>

道路局と戸塚区で進めてきた戸塚駅東口駅前広場でのバス交通の混雑緩和に向けた対応策の一環として、戸塚駅東口駅前広場に発着している県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転を令和6年7月1日に行うため、お知らせします。

◆依頼事項

自治会町内会長への掲出依頼です。

(※掲出を依頼するのは中川、新橋、和泉北部、上飯田、上飯田団地、いちょう団地、中田、しらゆりの8地区です)

(9) 泉区区民意識調査の実施について (担当・説明：泉区区政推進課)	情報提供
	資料9

<広報よこはま掲載：なし>

泉区区民意識調査の実施について、情報提供いたします。

◆依頼事項

自治会町内会長への情報提供です。

(10) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供 資料 10
(11) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供 資料 11
(12) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供 資料 12
3 その他	
(13) 令和6年「夏の交通事故防止運動」横浜市実施要綱について (担当：横浜市交通安全対策協議会・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 13

7月定例会 日時：令和6年7月19日（金）午後2時30分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。



自治会町内会デジタル活用・活動拠点（会館等）に関するアンケート
お答えいただきましたか？【回答期限：6月28日（金）】

- ◆3月にご依頼した、自治会町内会活動支援の重要な調査です。
- ◆対象：自治会町内会、地区連合町内会
- ◆詳しくは、横浜市 Web ページまで [横浜市 自治会町内会調査](#) [検索](#)

ご協力をお願いいたします。

担当：市民局地域活動推進課 電話：045-671-2317



←ネット回答は、
こちら

会館に省エネ設備導入 しませんか？

補助金 申請受付中！まだ間に合います！

★申請件数ランキング

1位 エアコン	
2位 LED 照明器具	
3位 断熱窓	

申請期限
9月30日
まで

補助率
2/3!



詳細は「募集案内」をご覧ください！

■問合せ先（事務委託先）
 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課
 045-451-7740

【自治会町内会館脱炭素化推進事業】
事業実施主体：市民局地域活動推進課

(案)

令和6年6月19日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和6年度 6月分資料の送付について (御連絡)

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

6月19日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、6月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いたします。

【送付物一覧】

	送付物	部数
1	よこはまテレビ・プッシュの開始について 区連会議題 2 【総務局緊急対策課】	1部
2	横浜市におけるシェアサイクル事業について 区連会議題 3 【道路局道路政策推進課】	1部
3	住宅用火災警報器の一斉点検の実施について 区連会議題 4 【泉消防署予防課】	1部
4	令和6年度泉区「町の防災組織研修会」及び「防災出前講座」の開催について 区連会議題 5 【泉区総務課】	1部
5	地域向け特別市制度説明会の開催について (ご案内) 区連会議題 6 【政策経営局制度企画課・泉区区政推進課】	1部
6	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き (市街化区域と市街化調整区域の区域区分) 見直し」都市計画市素案の説明会開催等について 区連会議題 7 【建築局都市計画課・都市整備局企画課】	1部
7	戸塚駅東口周辺の混雑緩和対策に伴うバス停移転について 区連会議題 8 【戸塚区区政推進課・道路局道路政策推進課】 ※中川、新橋、和泉北部、上飯田、上飯田団地、いちよう団地、中田、しらゆりの8地区への送付となります。	掲出部数 (※)

事務局 泉区役所地域振興課 担当：三浦 TEL 800-2391

泉区連長会資料
令和6年6月19日
横浜市泉区社会福祉協議会

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区更生保護協会
会長 山口 賢 (泉区長)

第74回「社会を明るくする運動」ポスターならびに 啓発展チラシの掲出について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、「社会を明るくする運動」ならびに更生保護活動推進へのご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本年度も、7月を強調月間として、「社会を明るくする運動」が全国的に実施されます。泉区におきましても、関係機関、各種団体、地域住民の協力を得て、啓発活動を実施してまいります。

つきましては、第74回「社会を明るくする運動」ポスターならびに啓発展（7月23日～25日開催）のチラシの掲出について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【送付資料】

- 1 第74回「社会を明るくする運動」ポスター ※A3サイズ
- 2 第74回「社会を明るくする運動」啓発展チラシ ※A4サイズ



※「社会を明るくする運動」とは…

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとするものです。

(左図：第74回「社会を明るくする運動」ポスター)

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
第74回 社会を明るくする運動

7月は「社会を明るくする運動」
強調月間・再犯防止啓発月間です。 社研 ショーイ



【連絡先】

泉区更生保護協会事務局
(横浜市泉区社会福祉協議会内)
担当 坂巻
電話 045-802-2150

第74回社会を明るくする運動 啓発展

社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～は、法務省が中心になって呼びかける、全国的な運動です。

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、一人一人が考えて参加するきっかけ作りを目指しています。犯罪や非行の防止、更生については様々な立場の人がそれぞれの立場で力を合わせる必要があります。自分たちに何ができるのか、展示を通じて自分に出来ることを考えてみませんか。

日程 令和6年7月23日（火）～25日（木）

最終日は13時までとなります。

会場 泉区役所区民ホール

内容

社会を明るくする運動ポスター展示

啓発グッズ紹介

ホゴちゃんぬりえコーナー



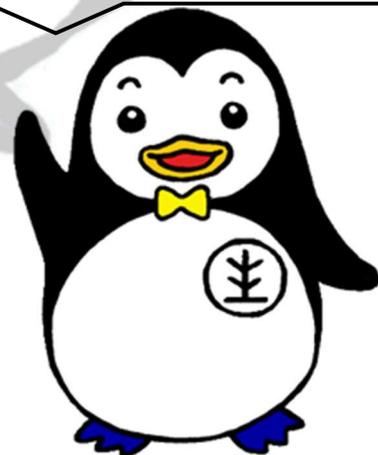
上の二次元コードから社会を明るくする運動のホームページに移動できます。社会を明るくする運動の取組や活動を支えるメンバーについて知ることができます。

ご存じですか？
社明 について

しあわせ
黄色い羽根 は幸福の黄色い羽根として全国で活用するシンボルマークです。強調月間が始まる7月にはTVのアナウンサーや首相などが胸に黄色い羽根を着用しています。

主催：泉区更生保護協会

共催：泉保護司会 泉区更生保護女性会



更生ペンギンの
ホゴちゃん

よこはまテレビ・プッシュの開始について【協力依頼】

1 事業の趣旨

テレビを使った情報伝達サービス（※別紙チラシご参照）に対して補助金を交付する事業を開始しました。

災害時の情報取得に不安を感じていらっしゃる方は、是非、補助制度をご活用ください。



2 お願いしたいこと

【地区連長】地区連合会で当該補助制度が開始することについて情報共有してください。

【単位会長】定例会等で当該補助制度が開始することについて情報共有してください。

3 補助制度の概要

(1) 事業目的

テレビを使った情報伝達サービスに対して、市が補助を行うことで、スマートフォンをお持ちでない方など災害情報の取得に不安を感じている方も確実に災害情報が入手できるように支援を行います。

(2) 対象者

「横浜市民」かつ「災害情報の取得に不安を感じている方」

(3) 補助額

初期費用 28,600 円（税込）

（内訳）専用機器代金 16,500 円（税込）

設置設定費用 12,100 円（税込）

(4) その他費用

サービス利用料として、月額 550 円（税込）がかかります。（※）

（※）ご利用には、インターネット環境が必要になります。

4 お申込み・資料請求・お問い合わせについて

イツ・コミュニケーションズ株式会社が申込等を受け付けています。

（電話） 0120-109-199（受付時間 9:30～18:00）

（メール） info@itscom.jp

総務局緊急対策課

担当 山本、若狭

電話 045-671-2143 /FAX 045-641-1677

メール so-kinkyu-musen@city.yokohama.jp

地震速報・大雨注意報・河川はん濫警報など

お住まいの地域の緊急時に**テレビ**がお知らせ

テレビ自動お知らせサービス

よこはまテレビ・プッシュ

テレビ画面に文字・画像、専用端末から音声と光で情報をお届け!



緊急時は
テレビが
自動ON

緊急情報などが発令されると、テレビ電源が自動でON!
テレビ画面に加え、専用端末から音声と光でも情報を告知します。



- ①自治体の防災情報と連携。
- ②気象警報や注意報、防犯情報などもお知らせ。



専用端末

≡よこはまテレビ・プッシュを通じて、毎日の生活に「快適」と「安心」を≡

自治体と連携した快適な生活情報

- 電車運行情報
- 降雨アラーム
- PM2.5情報
- 休日夜間診療所等問合せ先
- 自治体別ごみの出し方

自治体と連携した安心の防災情報

- 緊急地震速報
- 避難情報(避難指示など)
- 気象警報(特別警報、警報、注意報)
- 指定河川洪水予報 河川ライブカメラ
- 国民保護情報

よこはまテレビ・プッシュで

毎日の生活が安心！便利！

よこはまテレビ・プッシュ 主な特長

1

緊急時の情報配信！

1刻1秒を争う緊急情報は、
テレビの電源を自動で起動し
情報を配信



テレビが
自動ON!

2

リアルタイムの情報配信！

自治体の防災メールや
アラートなどと連携し、
リアルタイムに情報を配信



自治体と
連携!

3

生活習慣にマッチ！

防災情報に加え、
数多くの生活情報を
配信し生活の利便性を向上



生活
情報

防災
情報

4

エリア別の情報に！

利用者の居住エリアを認識し、
居住エリアに適した
情報を配信



●週間天気 ●詳細天気
●雨雲レーダー

5

操作がカンタン！

視覚的に分かりやすい
画面表示と、
シンプルな操作性



高齢者でも
使いやすい

リモコンの
決定 ボタンを押すと
ホーム画面に戻ります

必要な情報を
必要なその時に
テレビが**自動**で
お知らせします！



よこはま
テレビ・プッシュとは??

テレビに自動で情報をプッシュ配信するサービスです。
身近で便利な生活情報や、防災情報を、音声とテレビ画面で自動的にお知らせします。

本サービスは

「横浜市テレビ・プッシュ補助事業」の対象です！

事業目的

緊急地震速報などの情報が即時的確に届き、迅速な避難行動が取れるようにスマートフォンをお持ちでない方や災害情報の取得に不安を感じている方に支援を行います。

対象地域

横浜市全域（18行政区）

対象者

横浜市民、かつ災害情報の取得に不安を感じている方

補助内容

初期費用（専用機器、設置設定費）**28,600**円（税込）を横浜市が全額負担！

月額料金

550円（税込）

申込期限

令和7年3月31日 ※予算上限に達し次第終了

※よこはまテレビ・プッシュのご利用には、別途インターネット環境が必要になります。
インターネット環境がない場合は、下記問い合わせ先までご相談ください。

イツ・コミュニケーションズ株式会社

お申し込み・資料請求・お問い合わせ



0120-109-199

受付時間
9:30~18:00

Mail/ info@itscom.jp

横浜市におけるシェアサイクル事業について

横浜市では公共交通の機能補完や地域の活性化、脱炭素社会の形成等を目的に、協働事業者と連携して「横浜都心部コミュニティサイクル事業」及び「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」を実施しています。

事業の推進にあたっては、利用者の移動データやニーズ等をもとに道路や歩道、公園、自転車駐車場、地区センター等区民利用施設、商業施設などにサイクルポートを順次設置しており、現在、市内550箇所（泉区内15箇所）のサイクルポートで約36,000人の皆様にご利用いただいております（令和6年4月末時点）。

サイクルポートの設置スペースについては随時募集しておりますので、自治会町内会館など候補地があれば、道路局道路政策推進課までお気軽にご相談ください。



<シェアサイクルとは>

レンタルサイクルのように借りた場所に返す必要はなく、地域内に設置された複数のサイクルポートを相互に利用し、お出かけ先など、借りたポートと異なるところにも返却できる利便性の高い交通システムです。

3.6m×2m程度のスペースから設置ができ、環境に優しい移動手段の1つとして近年全国で導入が進められています。



自治会町内会館への設置例



集合住宅の空き駐車スペースを活用した設置例



公園前への設置例 (中田町宮ノ前公園)

担当（問合せ）：道路局道路政策推進課
伊藤、寺本

TEL 045-671-3644

横浜市 広域シェアサイクル事業 社会実験

いつでも、きがるに ‘シェアサイクル’で行こう!

みんなの区域に、
展開開始!

ちょっとそこまで。出先の移動。すぐに乗れて便利な自転車が、あなたの行動範囲を広くします。「シェアサイクル」というサービスは、市内各所にあるポートで電動アシスト自転車を借りて、返却は各サービスごとのポートであればどのポートでもOK! 駅から離れた場所や、車を使わない移動の場合、とっても便利なサービスです。横浜市広域で事業を展開しています。



※事業者が異なる場合、ポート間での貸し借りは出来ません。

登録だって、スイスイいける！

登録はこちらから！ お手持ちのスマートフォンにアプリをダウンロードして、ユーザー登録を行なってください。

中部区域





北部・南部区域



借り方・返し方 概略の説明です。詳細な操作、利用方法はそれぞれのウェブサイトをご覧ください。

STEP 1 **アプリをダウンロード**
お手持ちのスマートフォンに、ご利用する区域のアプリをダウンロードします。



STEP 2 **解錠・ご利用**
ポートの自転車をスマートフォンで解錠するとすぐに使えます。※アプリでの予約も可能



STEP 3 **施錠・ご返却**
各サービスごとのすきなポートにご返却。施錠して返却ボタンを押すだけです。



利用料金 クレジットカード等でのお支払いとなります

中部区域 baybike (広域)	北部・南部区域 HELLO CYCLING																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3">1回利用</th> </tr> <tr> <td>乗30分:165円/回</td> <td>賃165円/30分</td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="3">月額会員</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">3,300円/月</td> </tr> <tr> <th colspan="3">一日パス</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">1,650円/1日分</td> </tr> </table>	1回利用			乗30分:165円/回	賃165円/30分		月額会員			3,300円/月			一日パス			1,650円/1日分			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>1回利用</th> </tr> <tr> <td>利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間</td> </tr> </table>	1回利用	利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間
1回利用																					
乗30分:165円/回	賃165円/30分																				
月額会員																					
3,300円/月																					
一日パス																					
1,650円/1日分																					
1回利用																					
利用開始から30分:130円 延長15分ごとに100円 上限:1,800円/12時間																					

協働事業者 詳細な内容や、お問い合わせはそれぞれのウェブサイトからご確認ください。

中部区域 **docomo bike share** (株)ドコモ・バイクシェア



北部・南部区域 **HELLO CYCLING** OpenStreet(株)



[連携事業者] シナネンホールディングス(株) 江ノ島電鉄(株) (株)エネファント (株)サンオータス

横浜市では、様々な方が多様に利用することができる 広域シェアサイクル事業の社会実験を始めました。

- 広域シェアサイクル事業の目的**
- 公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やす
 - 市内の移動回数の増加により、地域の活性化に貢献
 - マイカー移動からの転換により、脱炭素社会の形成を推進
 - 交通ルール等の更なる周知啓発
 - 公民連携による事業採算性の向上

実施期間
2022年6月10日から2025年3月31日まで

横浜都心部区域(ベイバイク実施エリア)を除く市内を3つの区域(うち7区は重点展開区として先行的に事業展開)に分け、事業を実施しています。



ポート設置希望者を募集しています。(土地や施設等を所有されている皆様へ)

横浜市では、新たなポート設置のご協力を広く呼びかけています。
ポート設置にご関心をお持ちの方は、道路政策推進課(045-671-3644)までお気軽にお問い合わせください。

令和6年6月19日

自治会・町内会会長様

泉消防署長

住宅用火災警報器の一斉点検の実施について（御依頼）

日頃から、地域における防火防災に御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、住宅火災発生時の被害軽減に有効とされている「住宅用火災警報器」ですが、平成23年の設置義務化から、今年で13年が経過し、現在設置されている住宅用火災警報器の多くが、電池切れや故障等で適切に作動しなくなる恐れがあります。

つきましては、防災訓練等の機会に「住宅用火災警報器の一斉点検」を実施していただき、定期的な点検と10年を目安とした本体交換を周知するとともに、より一層の地域防災力向上の推進に御協力くださいますようお願いいたします。

1 住宅用火災警報器一斉点検とは

防災訓練の前後など、地域で実施日時を決め、一斉に点検していただくものです。

消防署と連携をし、地域で一斉に鳴動させることで、火事と勘違いされる心配がなく、点検に抵抗のある方の点検促進やご自身での点検が困難な方へ効率的な支援が期待されます。

2 一斉点検の流れ（例）

- (1) 点検日時を決定し、掲示板等により周知します。（別添参照）
- (2) 点検日時が決定したら、消防署に事前連絡します。
- (3) 点検日当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検を実施します。

※ 可能であれば、地域において作動状況の結果確認等をお願いします。必要に応じて、設置・点検・交換が必要な世帯への支援等を御検討ください。

3 その他

- (1) 点検方法や周知の文面等、サポートさせていただきますので、実施を検討される際には、担当まで御連絡ください。
- (2) 住宅用火災警報器は高所に設置されている場合が多いため、傘などの長い棒を使って点検ボタンを押すなど、安全に実施するよう留意してください。
- (3) その他御不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

【担当】 泉消防署総務予防課

三浦・友永

電話 (801)0119 / FAX (801)0119

〇〇自治会の皆様へ(世帯配布用)

〇月〇日(日)の9時00分～ 住宅用火災警報器の一斉点検を行います

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから今年で13年になります。
本体の寿命は約10年です。
気付かないうちに電池が切れているかもしれません。
住宅用火災警報器の点検は、お住まいの方が行わなければなりません。



～点検方法～

1 自宅の住宅用火災警報器を探しましょう。

寝室

台所

階段

2 「ボタンを押す」もしくは「ひもを引く」



「ボタンを押す」



「ひもを引く」

※ 高い台に乗ると危険ですので、
長傘や棒でボタンを押すことを
おすすめします。

3 正常を知らせる音声や警報音を確認



正常です

☑音が鳴らない場合

電池切れや故障の可能性があります。速やかに交換しましょう。
(購入は、インターネット、ホームセンター等で購入できます。)

☑ご自身での点検・交換が困難な場合

泉消防署 総務・予防課までご相談ください。

TEL:045-801-0119 Mail:sy-izumi-yobo@city.yokohama.jp

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉 区 区 連 会 資 料
令 和 6 年 6 月 19 日
泉 区 総 務 課

泉区総務課長

令和 6 年度泉区「町の防災組織研修会」及び「防災出前講座」の開催について

日頃から、泉区の防災・減災に向けた取組に御支援と御協力をいただくとともに、地域の防災活動に御尽力をいただき、どうもありがとうございます。

地域の防災活動の取組の支援を目的に、令和 6 年度泉区「町の防災組織研修会」及び「防災出前講座」を今年度も開催します。

1 泉区「町の防災組織研修会」について

地域における自助・共助の取組の活性化を目的に、町の防災組織に必要な基本的事項等を確認する、泉区「町の防災組織研修会」を開催します。

(1) 開催日時

第 1 回：令和 6 年 9 月 6 日（金） 18:30～20:30

第 2 回：令和 6 年 9 月 7 日（土） 10:00～12:00

第 3 回：令和 6 年 10 月 4 日（金） 18:30～20:30

※研修内容は、各回同じです。開場時間は、各回研修時刻の30分前です。

(2) 会場

泉区総合庁舎 4 階 A B C 会議室

(3) 内容・講師

ア 内容

自助の取組について（泉区の被害想定、家庭内での備蓄 等）

共助の取組について（町の防災組織における訓練、災害時要援護者支援の取組 等）

その他、町の防災組織に必要な事項等について

イ 講師

泉区総務課防災担当係長・職員

(4) 受講対象者

自治会町内会等の団体で防災活動・防災対策に関わる方

※自治会町内会等の団体で、今年度初めて防災活動・防災対策に関わる方は、積極的に御参加くださいますようお願いいたします。また、それ以外の方も、年に一度の研修ですので、基本的な事項を再確認する機会としてぜひ御活用ください。

(5) 定員

各回50人程度

※定員を超えた場合などは、参加人数を調整させていただく場合があります。

(6) その他

研修会開催時点で大雨等の気象警報が発令された場合、研修は中止とします。

(7) 申込方法・締切

ア 申込方法

別紙「参加申込書」を、自治会町内会等の単位でお取りまとめのうえ、泉区総務課防災担当宛に、FAXまたはEメールで御提出ください。

【提出先】泉区総務課防災担当（泉区総合庁舎3階）

FAX：045 - 800 - 2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

イ 締切

令和6年8月27日（火）

2 泉区「防災出前講座」について

地域における自助・共助の取組の活性化及び各地域の特性や課題に応じた防災活動の取組支援を目的に、泉区総務課担当職員が、御要望のある自治会町内会等の地域に出向き、泉区「防災出前講座」を開催します。

(1) 主な講座内容

- ・ 泉区の被害想定
- ・ 家具等の転倒防止対策
- ・ 揺れが収まった後の行動・避難
- ・ 避難生活への備え（家庭内での備蓄）
- ・ 大雨・台風への備え
- ・ 災害時要援護者支援の取組等

※具体的な講座内容は、申込団体の御希望を伺って実施します。

(2) 申込方法

別紙「参加申込書」を、自治会町内会等の単位で、遅くとも実施希望日の1か月前までに、泉区総務課防災担当宛に、FAXまたはEメールで御提出ください。結果については、出来るだけ早く御連絡いたしますが、申込多数や日程の都合等で、御要望に添えないこともありますので、あらかじめ御了承ください。

【提出先】泉区総務課防災担当（泉区総合庁舎3階）

FAX：045 - 800 - 2505

Eメール：iz-bousai@city.yokohama.jp

(3) その他

現地での講義及び質疑の時間は、概ね40分～60分程度とさせていただきます。

担当	泉区総務課防災担当 竹田・豊田・阿部・靱山
電話	800-2309
FAX	800-2505
Eメール	iz-bousai@city.yokohama.jp

(送付先) 泉区総務課防災担当宛 【締切】 令和6年8月27日(火)

FAX: 045-800-2505

Eメール: iz-bousai@city.yokohama.jp

泉区「町の防災組織研修会」参加申込書

○申込担当者 連絡先

自治会町内会等 団体名		
連絡先	担当者 氏名	
	電話番号	※日中連絡が取れる携帯電話番号等を記載してください。
	FAX番号	
	Eメールアドレス	

○参加者 名簿

参加者 氏名	参加希望回 (第1回～第3回)

※各回の定員は50人程度です。

※定員を超えた場合など、参加人数を調整させていただく場合があります。

※上記のような場合、総務課防災担当から連絡させていただきますので、御調整くださいますようお願いいたします。(連絡がない場合は、御希望の回に参加いただけます。)

○今回の研修の中で聞きたい、地域で関心のある防災関連テーマ

例：災害時要援護者支援 等

【締切】お早めにお申し込みください。遅くとも実施希望日の1か月前までに御提出ください。

(送付先) 泉区総務課防災担当宛

FAX: 045-800-2505 / Eメール: iz-bousai@city.yokohama.jp

泉区「防災出前講座」参加申込書

○申込担当者 連絡先

自治会町内会等 団体名		
連絡先	担当者 氏名	
	電話番号	※日中連絡が取れる携帯電話番号等を記載してください。
	FAX番号	
	Eメールアドレス	

○希望する講座内容

(記載例) 発災時の避難行動 等

○希望日時及び場所、参加予定人数 ※必ず複数の希望日を御記入ください。

	日 付	時 間	参加予定人数
第1希望	令和 年 月 日 ()	～	
第2希望	令和 年 月 日 ()	～	
第3希望	令和 年 月 日 ()	～	

場所	
	(住所)
	駐車場の有無 有 ・ 無

○申込理由

(記載例) 自治会の防災訓練の実施に合わせて講座を聞く場を設けたい 等

○想定される参加者 (具体的に御記入ください)

(記載例) 自治会町内会の会員、自治会町内会の防災部担当者 等

泉区連合自治会町内会長 各位

政策経営局大都市制度推進本部室長
泉 区 長

地域向け「特別市」制度に関する説明会の開催について（ご案内）

日頃から、横浜市政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、横浜市では、特別市の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスを提供することができるようになります。

一方で、市民の皆様に対して、特別市の必要性を、まだ十分にお伝えできていないと感じています。そこで、特別市の実現により「市民の暮らしがどのように良くなるのか」、といった観点から、泉区内で地域活動をされている皆様を対象に、今年度も下記のとおり説明会を開催いたします。

昨年度に続いての実施となりますが、より多くの皆様にお伝えさせていただきたいので、特に昨年度ご参加いただけなかった皆様のご参加をお待ちしています。

つきましては、各自治会町内会の皆様への周知について、ご協力をお願いいたします。

1 開催概要

- (1)日時：8月28日(水) 14時～15時30分（13時45分開場）
- (2)場所：泉区民文化センター（テアトルフォンテ）（和泉中央南5-4-13）
- (3)内容：山中竹春 横浜市長による「特別市」の講演など
- (4)対象：自治会町内会等の各種団体で地域活動をされている皆様
（役員・各種委嘱委員等）

2 依頼事項

各自治会町内会で参加者を取りまとめいただき、7月31日(水)までにお申込みをお願いいたします。

3 申込方法

電子申請システム（右下の二次元コード）又は申込書（別紙）にてご回答ください。

4 申込書提出先（申込書により回答する場合）

泉区区政推進課企画調整係

（FAX：800-2505、メール：iz-kusei@city.yokohama.jp）



二次元コード

5 参考資料

横浜市が目指す「特別市」

問合せ先	
【特別市に関すること】 政策経営局制度企画課 山口・鈴木 電話 671-2952	【説明会の申込みに関すること】 泉区区政推進課 志澤・清見 電話 800-2331

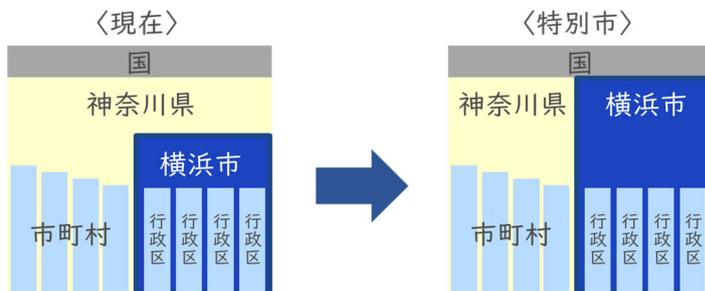
横浜市が目指す「特別市」

■特別市ってなに？

政令市である横浜市は、370万人を超える人口と、14.5兆円もの経済規模を持つ、四国4県とほぼ同じ規模の大都市ですが、神奈川県下の市町村の一つです。現在、保育所・幼稚園といった、こどもにかかわる施策などについて、県と市が分担あるいは重複して、それぞれの仕事を行っています。

市民に身近な横浜市が地方自治体の仕事を一括して担うことができるようになると、地域の声が届きやすく、素早い対応もでき、より市民サービスの向上や地域経済の一層の活性化が期待できます。そのための**新たな地方自治の仕組みが「特別市」**です。

＜特別市のイメージ＞

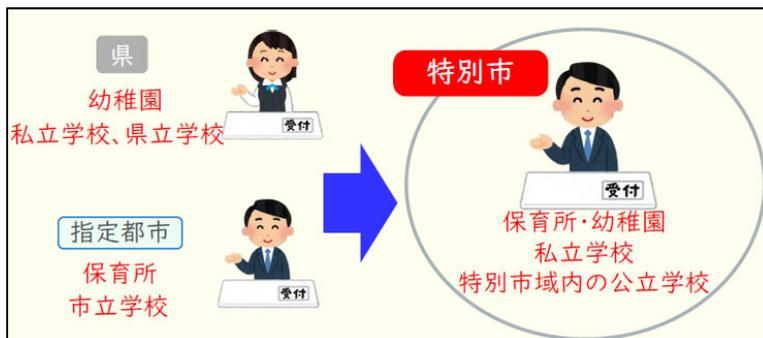


特別市になると横浜市内における県の仕事は、**全て横浜市が行うこと（業務の一本化）**になります

市と県で分かれている業務の一本化により

- ✓ 市民の皆さまの**利便性が向上**
- ✓ 市民の皆さまのニーズに沿った**きめ細かい行政サービスを提供**
- ✓ **効率的で迅速な行政運営を実現**

(具体的な例)



保育所・幼稚園など
子育て・教育に関する
様々な政策を一元的に展開

■特別市を実現するには？

現在、横浜市は他の政令市と協力して、「特別市」の仕組みをつくることを国に提案しています。

そのため、市民の皆さまに特別市を知っていただき、その必要性を理解していただくことが不可欠です。多くの市民の皆さまに、特別市の内容や意義が伝わるよう広報・周知を進めていきます。

自治会町内会用 特別市説明会 申込用紙

日 時：令和6年8月28日（水） 14時から15時30分まで（13時45分開場）

場 所：泉区民文化センター（テアトルフォンテ）（和泉中央南5-4-13）

提出先：泉区区政推進課企画調整係

F A X：800-2505

メール：iz-kusei@city.yokohama.jp



泉区マスコットキャラクターいっずん

～記入欄～

1 自治会町内会名：

2 担当者・電話番号：

3 参加者一覧

※ 氏名及び役職（自治会町内会における役職）をご記入ください。

(例)	(氏名) 泉 太郎 (役職) 副会長
1	(氏名) (役職)
2	(氏名) (役職)

※申込にあたっていただいた情報は、特別市説明会の申込者としての把握のためであり、目的外には使用いたしません。

4 特別市について、ご質問がある場合はご記入をお願いします。

※ 説明会当日は、質疑応答の時間を予定しておりますが、時間の都合上、全ての質問にお答えすることができない場合がございます。上記欄に記入いただいた質問や出席された方が説明会当日のアンケートにご記入いただいた質問につきましては、後日、回答させていただきます。

区連会 6 月 定例会 説明資料
 令和 6 年 6 月 1 9 日
 都市整備局 企画課
 建築局 都市計画課

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と
 「線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）見直し」
 都市計画市素案の説明会開催等について【情報提供】

1 趣旨

本市では、都市計画の基本方針である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)等^{*1}」とこれに基づき行う「線引き」について、概ね6～7年ごとに定期的な改定・見直しを行っており、現在、令和7年度の改定・見直しを目指して検討を進めています。

このたび、本年1月から2月にかけて実施した意見募集の結果等を踏まえ、都市計画市素案を作成しましたので、説明会等を実施します。

※1 整開保等

都市計画の目標や土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等

2 お願いしたいこと

【地区連合町内会長・単位町内会長の皆様】

6月下旬以降、説明会の概要等を掲載したリーフレット（添付資料）を線引き見直し対象地区内の各戸に配布するほか、土地所有者等の皆様に郵送しますので、ご承知おきください。

また、地域の方からお問合せがあった場合、建築局都市計画課までご案内ください。

3 リーフレットの主な内容

- ・都市計画市素案の説明会（会場、日程等）について・・・P2
- ・都市計画市素案の概要について（整開保等、線引き）・・・P3～5
- ・今後の都市計画手続について・・・P6

4 リーフレットの配布等について（予定）

- ①各戸配布（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より実施
- ②土地所有者等へ郵送（線引き見直し対象地区内）・・・6月下旬より発送
- ③建築局都市計画課（市庁舎25階）、市民情報センター（市庁舎3階）
各区役所区政推進課、PRボックス・・・6月下旬より配架
- ④横浜市ホームページ掲載・・・6月3日より掲載済

○整開保等の改定に関すること

【担当】都市整備局企画課 水谷、齊藤

【連絡先】671-3749

○線引き見直し、説明会に関すること

【担当】建築局都市計画課 鶴和、河田、小池

【連絡先】671-2658

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」 及び「線引き見直し」都市計画市素案について

横浜市全域を対象に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」と「線引き見直し」について、都市計画市素案を作成しましたので、その内容について説明会及び公聴会を開催します。

スケジュール

「都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針等」とは？

次の4つの方針を指し、都市計画の基本的な方向性を示すものです。

- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(整開保)
- 都市再開発の方針
- 住宅市街地の開発整備の方針
- 防災街区整備方針

「線引き見直し」とは？

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分のことで、横浜市では、おおむね6～7年ごとに定期的な見直しを行っています。

- 市街化区域…既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域です。
- 市街化調整区域…無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域です。

都市計画市素案とは？

令和6年1月31日から2月29日まで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定及び線引き見直し都市計画市素案(案)」の説明会、縦覧(閲覧)及び意見募集※を行い、市民のみなさまのご意見を伺いました。今回公表する都市計画市素案は、いただいたご意見を踏まえ作成したもので、これにより公聴会の開催等、都市計画法に基づく都市計画手続を行います。

※意見の要旨と市の考え方は都市計画市素案とあわせて公表します。(令和6年7月18日～)



● 令和4年6月
「都市計画マスタープランの改定」、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の改定」及び「第8回線引き全市見直し」の基本的考え方について横浜市都市計画審議会に諮問、小委員会を設置し議論

● 令和5年11月
横浜市都市計画審議会より答申

● 令和6年1月～令和6年2月
都市計画市素案(案)の公表及び説明会の実施縦覧(閲覧)及び意見募集

今回お知らせする手続

● 令和6年7月18日～令和6年8月8日
都市計画市素案説明会

● 令和6年7月25日～令和6年8月8日
都市計画市素案の縦覧(閲覧)及び公述申出の受付

● 令和6年9月2日
都市計画公聴会(公述申出があった場合に開催)

● 公述意見の要旨と横浜市の考え方とりまとめ及び公表

関係機関協議等

● 都市計画案の縦覧(閲覧)及び意見書の受付

● 横浜市都市計画審議会

● 都市計画変更告示 ※令和7年中の告示を想定しています。



都市計画市素案説明会

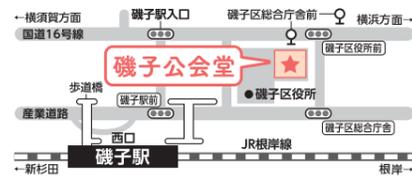
説明会会場と日時について

次の6会場で開催します。お住まいの区にかかわらずご都合の良い会場にお越しください。

磯子公会堂

磯子区磯子3-5-1

令和6年7月18日(木) 19時開始



最寄り駅 JR根岸線磯子駅

泉公会堂

泉区和泉中央北5-1-1

令和6年7月22日(月) 19時開始

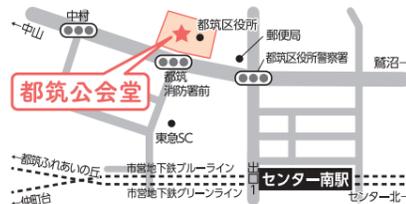


最寄り駅 相鉄いずみ野線いずみ中央駅

都筑公会堂

都筑区茅ヶ崎中央32-1

令和6年7月19日(金) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄センター南駅

青葉公会堂

青葉区市ケ尾町31-4

令和6年7月23日(火) 19時開始



最寄り駅 東急田園都市線市が尾駅

旭公会堂

旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和6年7月20日(土) 14時開始



最寄り駅 相鉄本線鶴ヶ峰駅

関内ホール(小ホール)

中区住吉町4-42-1

令和6年7月24日(水) 19時開始



最寄り駅 市営地下鉄・JR根岸線関内駅

※駐車場のご用意はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※開場時間は開始時刻の30分前です。ご予約は不要ですので、直接会場へお越しください。

手話通訳について 各会場では、アプリを使用し、発言をリアルタイムで文字表示しますが、手話通訳をご希望の方は各説明会開催日の2週間前までに横浜市電子申請システムから申請をお願いします。



動画配信について

配信期間: 令和6年7月18日(木)から令和6年8月8日(木)まで

横浜市ホームページで都市計画市素案の説明動画を配信します。動画の内容は説明会と同じです。

横浜市 第8回線引き見直し

検索



「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」の改定について

都市計画市素案の概要

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

① 都市計画の目標

- ・目標年次を令和22年(2040年)とします。
- ・地域特性を活かした持続可能な市街地の形成を目指します。

② 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

鉄道駅周辺及び徒歩圏域、高速道路インターチェンジ周辺、幹線道路沿道など、都市インフラの整備効果を最大限生かした計画的な土地利用や、業務・工業系施設、学術・研究系施設における再投資、機能強化などを促進します。また、市街化調整区域においては、市街化の抑制を基調とし、緑地の保全・活用・創出と都市農業の振興を基本とします。

③ 主要な都市計画の決定の方針

都市の健全な発展を図るため、生活や生産などの都市活動の基盤として、住宅地、業務・商業地、工業地、道路、鉄道、上下水道、河川、公園、緑地などが適切に配置されたバランスのとれた都市形成を推進します。また、都市計画分野全般において、脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。

- 〈構成〉
- ・土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
 - ・自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

都市再開発の方針

人口動態や産業構造の変化、気候変動等に対応した持続可能な市街地を形成するために、これまで整備されてきた都市基盤等を生かしながら、より効率的な土地利用を図るとともに、市街地の再開発を進めます。

- 1号市街地: 既成市街地を中心に、持続可能な市街地形成を図る都市構造の実現に向け、計画的な再開発が必要な市街地
- 規制誘導地区: 1号市街地のうち、規制・誘導を主体に整備・改善を図る地区
- 2号再開発促進地区: 1号市街地のうち、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

住宅市街地の開発整備の方針

横浜らしい多様な地域特性と多彩な市民力を生かして、誰もが、住みたい、住み続けたいと思えるまち、次世代に残していきたいと思える価値ある住まいと住環境の形成を目指します。

- 重点地区: 一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区

防災街区整備方針

耐火性の高い建築物への建替え促進等の地震火災対策を効果的に進めるとともに、日常からの取組が災害時にも生きるまちづくりの視点も取り入れて、燃えにくく、住みやすいまちの実現を目指します。

- 防災再開発促進地区: 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区で、延焼危険性が高い地区
- 防災公共施設: 防災再開発促進地区内で、延焼遮断帯の早期形成に向けた整備が必要な都市計画道路



線引き見直しにおける基本的基準の概要

市街化調整区域から市街化区域への編入

持続可能な都市・横浜の実現を目指すため、優良農地などの保全等の面から農林漁業との調和を図るとともに、以下の基準に基づき線引きの変更を行います。なお、「市街化区域への編入を行うことが望ましい区域」及び「市街化区域への編入が考えられる区域」については、地域の合意形成、事業実施の見通しが立った際に、地区計画によるまちづくり等と併せて、随時市街化区域に編入します。

市街化区域への編入を行う必要のある区域 ■ 見直し区域あり

既に市街化区域と同様の水準で開発・整備されており、周囲の土地利用が担保されるなど後背地の市街化を促進する恐れがなく、既に市街地を形成している区域等については、令和2年国勢調査に基づく人口集中地区内を基本としつつ、地域の実情を踏まえたきめ細かな見直しを行い、市街化区域へ編入します。

「市街化区域への編入を行う必要のある区域」を選定する際の基準について

- 区域面積が0.5ヘクタール以上
- 宅地や駐車場、道路等に利用されている土地が9割以上
- 農地、樹林地等が1割未満

市街化区域への編入を行うことが望ましい区域 — 新規部分

都市インフラの整備効果等を最大限に生かし、本市の持続可能な発展や都市活力の向上に寄与する地域として選定され、かつ整備保等に戦略的に位置付けられた区域で、次のいずれかに該当する区域は市街化区域へ編入することが望ましいと考えます。

- ① 市街化調整区域内に立地する鉄道駅周辺や高速道路インターチェンジ周辺及び米軍施設跡地で、土地利用の具体化が見込まれる区域等
- ② 市街化調整区域内にある業務系や工業系用地で、既存施設の機能更新が見込まれる区域等
- ③ 市街化調整区域内にある学術研究施設用地[※]で、既存施設の機能強化等が見込まれる区域等
[※] 大学又はこれに準ずる学術研究のための施設並びにこれと一体で整備された教育のための施設
- ④ 市街化調整区域内にある鉄道駅徒歩圏域及び整備済みの幹線道路沿道で、土地利用計画の具体化が見込まれる区域等
- ⑤ 基幹航路をはじめとするコンテナ船の大型化や、貨物量の増加に対応するためのコンテナ機能の強化、横浜港の貨物集荷につながる物流施設の立地誘導など港湾機能の強化等を目的に新たに造られた埋立地の内、公有水面埋立法による埋立地で竣功が見込まれる区域等

市街化区域への編入が考えられる区域

市街化区域の縁部等で、次のような区域は、市街化区域への編入を行うことが考えられます。

- ① 既に相当程度市街化が進んでいるもののインフラ整備がなされていない地域で、小規模な土地地区画整理事業や地区計画の活用などにより、土地利用の集約やインフラ整備を段階的に行う区域等
- ② 周辺の市街化の動向、骨格的なインフラの整備状況、鉄道・バスなどの公共交通を勘案しつつ、地域コミュニティの維持、地域の再生や改善などを目的に住民主体のまちづくりを検討し、合意形成が図られた区域等

市街化区域から市街化調整区域への編入

市街化区域で特別緑地保全地区などの一団の貴重な緑地等については、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街化調整区域への編入を行うことが望ましいと考えます。

事務的変更について

市街化区域と市街化調整区域の境界付近で、次の要件のいずれかに該当する区域は、事務的変更を行う場合があります。

- ① 道路整備、河川改修等により、市街化区域及び市街化調整区域の境界の地形地物等が変更された区域
- ② 主要な道路や河川等に面しており、市街化区域及び市街化調整区域の境界の位置の変更により、区域形状が整形となる区域

市街化区域に編入されると…

線引き見直しに合わせて関連する都市計画を変更します。

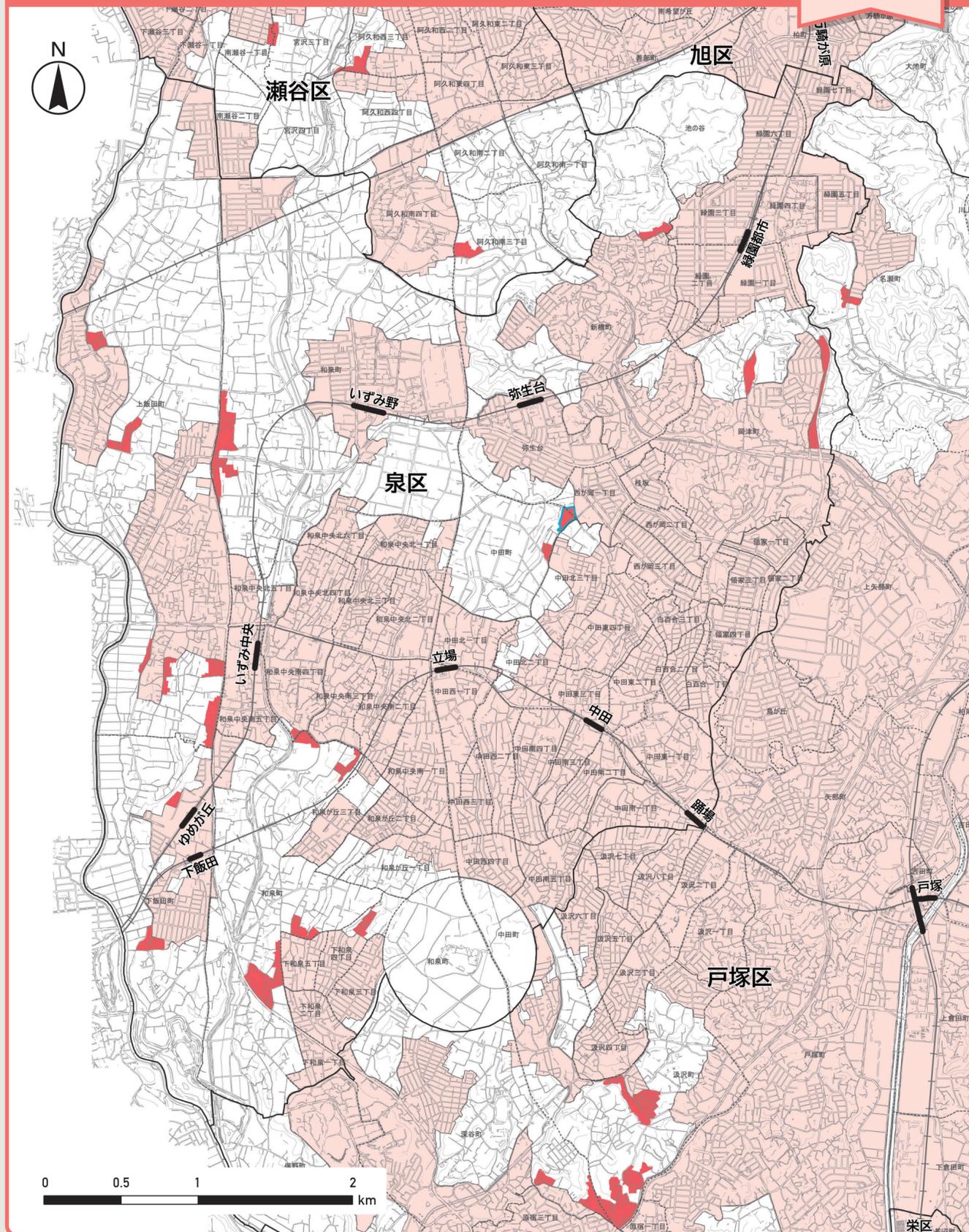
市街化調整区域から市街化区域に編入される区域については、周辺環境や幹線道路の整備状況等に応じて用途地域等をあわせて指定します。用途地域等の指定により、それぞれの地域に応じた建築物の用途や容積率等のルールを設けることが可能となります。このルールに沿って用途の混在防止、住環境の保全や土地利用の誘導を図ります。

用途地域	土地利用の目的に応じて13種類に分かれた地域のことで、建築できる用途や規模などに関する一定のルールを定めたものです。
高度地区	用途地域内において市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区です。
防火地域及び準防火地域	市街地における火災の危険を防止するため定める地域のことで、
緑化地域	用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境のために建築物の敷地面積の一定割合以上の緑化が必要となる地域のことで、

固定資産税・都市計画税について

● 市街化調整区域から市街化区域に編入される区域に土地・家屋を所有している方は、市街化区域に編入された年の翌年度から新たに都市計画税が課税されます。都市計画税は、街路・公園整備事業等の都市計画施設の建設・整備などの都市計画事業等の費用に充てるため、市街化区域内に所在する土地及び家屋を対象として、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に、固定資産税とあわせて納めていただく税金です。
 (参考) 税金の計算方法
 税額＝課税標準額(価格)×税率(0.3%)【固定資産税は1.4%】
[※] 固定資産税・都市計画税は、土地及び家屋の資産価値(価格)に応じて税額を算出します。価格は、3年ごとに見直し(評価替え)されます。

- 市街化区域に編入された宅地等(農地以外)は、編入された年の次の評価替えから市街化区域の土地として評価が見直されます(令和7年中に編入された場合は、令和9年度分から評価が見直されます。)
- 市街化区域に編入された農地は、編入された年の翌年度から、宅地並みに評価が見直されます(生産緑地地区に指定された農地については、市街化調整区域の農地と同様の評価となります。)



凡例

- 線引き等の変更を行う区域【市素案】
- 市街化区域
- 市素案(案)から案を変更した区域
- 市街化調整区域

その他、地形地物の変更等に伴う事務的変更を行う場合があります。本資料は一部簡略化(省略化)しています。

令和6年7月18日から候補地区の詳細な図面を閲覧できます。

横浜市 第8回線引き見直し

検索





都市計画市素案の縦覧（閲覧） 及び都市計画公聴会等

① 都市計画市素案の縦覧（閲覧）

縦覧（閲覧）期間 令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（窓口の場合のみ土・日は除く）

縦覧場所

建築局都市計画課（受付時間：8時45分から17時15分まで）
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

閲覧場所

次の場所で都市計画市素案の写しを閲覧できます。

① **各区区政推進課**（中区を除く）（受付時間：8時45分から17時まで）

※線引き見直しに関する都市計画市素案については、
変更がある区のみ当該区の図書を閲覧できます。

② **横浜市ホームページ**



② 公述申出の受付

縦覧（閲覧）期間中、関係住民及び利害関係人は、公述の申出ができます。

受付期間

令和6年7月25日（木）から令和6年8月8日（木）まで（持参の場合のみ土・日は除く）

申出方法

① **電子申請**

横浜市ホームページから電子申請ができます。

※受付最終日は17時15分までに申請手を完了させてください。

※メンテナンス時間中（不定期）は、ご利用になれません。

② **郵送又は持参**

「住所」「連絡先」「氏名」「案件名（「整開保等の改定（P3）」又は「線引き見直し（P4.5）」のどちらに関する意見であるかを明記してください。）」「意見の要旨」をご記入の上、期間内必着で建築局都市計画課へ郵送又は持参してください。

提出先：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎25階

※公述申出書の様式は自由です。参考様式を縦覧（閲覧）場所で配布しているほか、
横浜市ホームページでダウンロードできます。



③ 都市計画公聴会及び公述人選定抽選会

都市計画公聴会は、公述申出があった場合に開催します。

開催の有無は令和6年8月13日（火）以降、横浜市ホームページでご確認いただくか、都市計画課に電話でお問合せください。

① **都市計画公聴会開催日時及び会場**

日時：令和6年9月2日（月） 会場：横浜市開港記念会館 講堂

整開保等の改定に関する公聴会：14時開始 線引き見直しに関する公聴会：16時開始

「整開保等の改定」、「線引き見直し」それぞれの公述人は10名程度です。

② **公述人選定抽選会開催日時及び会場**

公述申出が10名以上の場合に開催します。

日時：令和6年8月22日（木）15時開始 会場：横浜市開港記念会館 1号会議室

●都市計画公聴会とは？

横浜市が作成した都市計画市素案について、住民が公開の下で意見陳述を行う場のことです。公聴会の傍聴は申込不要です。なお、公聴会で述べられた意見の要旨と意見に対する市の考え方は、後日横浜市ホームページで公表するとともに、横浜市都市計画審議会に参考資料として提出されます。

お問合せ先

- 都市計画手続に関すること
- 整開保等の改定に関すること
- 線引き見直しに関すること

建築局都市計画課（TEL：045-671-2657 FAX：045-550-4913）
都市整備局企画課（TEL：045-671-3749 FAX：045-664-4539）
建築局都市計画課（TEL：045-671-2658 FAX：045-550-4913）

泉区連長会資料
令和6年6月19日
泉区区政推進課
戸塚区区政推進課
道路局道路政策推進課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

戸塚区区政推進課長
道路局道路政策推進課長

戸塚駅東口周辺の混雑緩和対策に伴うバス停移転について

日ごろから横浜市の道路行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

戸塚駅東口駅前広場でのバス交通の混雑緩和に向けた対応策の一つとして、東口駅前広場に発着している県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転を行うため、お知らせします。

つきましては、周知用のチラシを7月末頃まで貴自治会町内会掲示板に御掲出いただきたく御依頼申し上げます。

御多用中のところ誠に恐縮ですが、よろしく願いいたします。

戸塚駅東口周辺の混雑緩和対策に伴う バス停移転について

区連会 6月説明資料
令和6年6月19日
泉区 区政推進課
戸塚区 区政推進課
道路局 道路政策推進課

日ごろから横浜市の道路行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

戸塚駅東口駅前広場でのバス交通の混雑緩和に向けた対応策の一つとして、東口駅前広場に発着している県道瀬谷柏尾方面を運行するバス路線の西口への移転を行うため、お知らせします。

【実施概要】

・**戸塚駅東口6番乗場**で発着する、県道瀬谷柏尾方面のバス路線7系統（下記参照）が、**西口の戸塚バスセンター、4番乗場発着に変更**になります。（図1、2参照）

- ・神奈川中央交通が運行を行います。
- ・移転により、経路が変更となるため、「**矢部町**」には**停車いたしません**。（図1参照）
- ・**経路変更に伴う運行本数の変更予定はありません**。

（運行距離の延長による時刻変更等は発生する可能性があります。）

【移転スケジュール】

令和6年7月1日（予定）：バス路線7系統（下記参照）を西口の戸塚バスセンターへ移転（戸塚バスセンター発着での運行開始）

【お問い合わせ先】

戸塚区 区政推進課 電話：866-8326
道路局 道路政策推進課 電話：671-4086

【移転対象路線】

系統番号	起点	経由地	終点	運行便数(平日)	計
戸12	弥生台駅	西田橋	戸塚駅東口	22便	115便
戸13	上飯田車庫	阿久和	戸塚駅東口	7便	
戸16	三ツ境駅	隼人中学・高校	戸塚駅東口	2便	
戸17	三ツ境駅	湘南泉病院	戸塚駅東口	25便	
戸18	下岡津		戸塚駅東口	4便	
戸19	三ツ境駅	阿久和	戸塚駅東口	16便	
戸39	弥生台駅	領家谷	戸塚駅東口	39便	

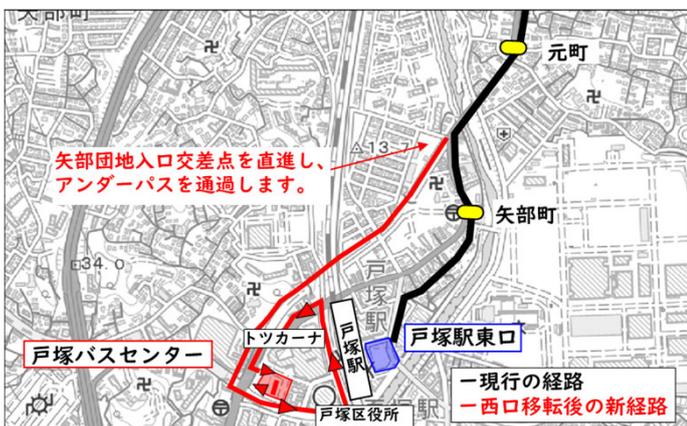


図1 路線図

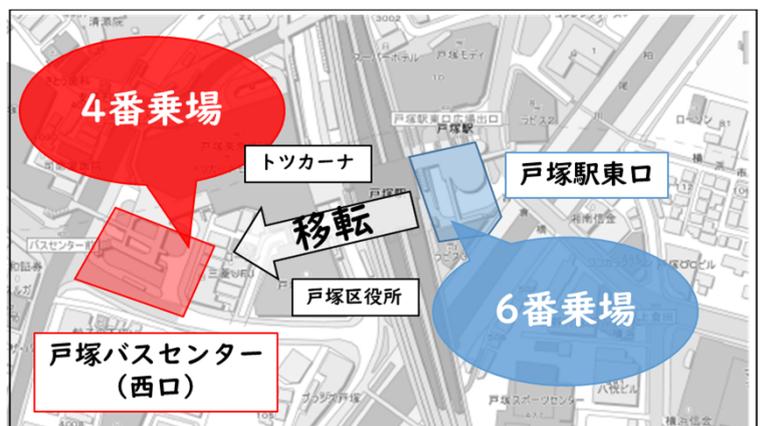


図2 西口バスセンター位置図

各地区連合自治会町内会長 様
各自治会町内会会長 様

泉区区政推進課長

泉区区民意識調査の実施について（情報提供）

泉区役所では、居住地としての泉区の魅力、第5期泉区地域福祉保健計画の策定、区民意識の経年変化の観測等、泉区役所の様々な取組・事業の参考とするため、区民意識調査を実施することといたしました。

つきましては、調査の概要につきまして、下記のとおり、情報提供いたします。

1 調査方法

- (1) 対象
泉区内に居住する18歳以上の区民3,000名（住民基本台帳から無作為抽出）
- (2) 調査方法
郵送・電子申請によるアンケート調査
- (3) 調査期間
令和6年6月24日～7月12日

2 調査項目

- (1) 住まいの地域について
自治会への加入／地域活動／外国人交流／居住理由・意向 等
- (2) 防災について
災害への備え／地域防災拠点 等
- (3) 福祉・子育てについて
子育て／高齢者福祉／地域での支え合い／健康づくり／地域包括ケア 等
- (4) お住いの区の地域行政について
- (5) 自身のことについて
性別／年齢／家族構成 等

3 公表等スケジュール

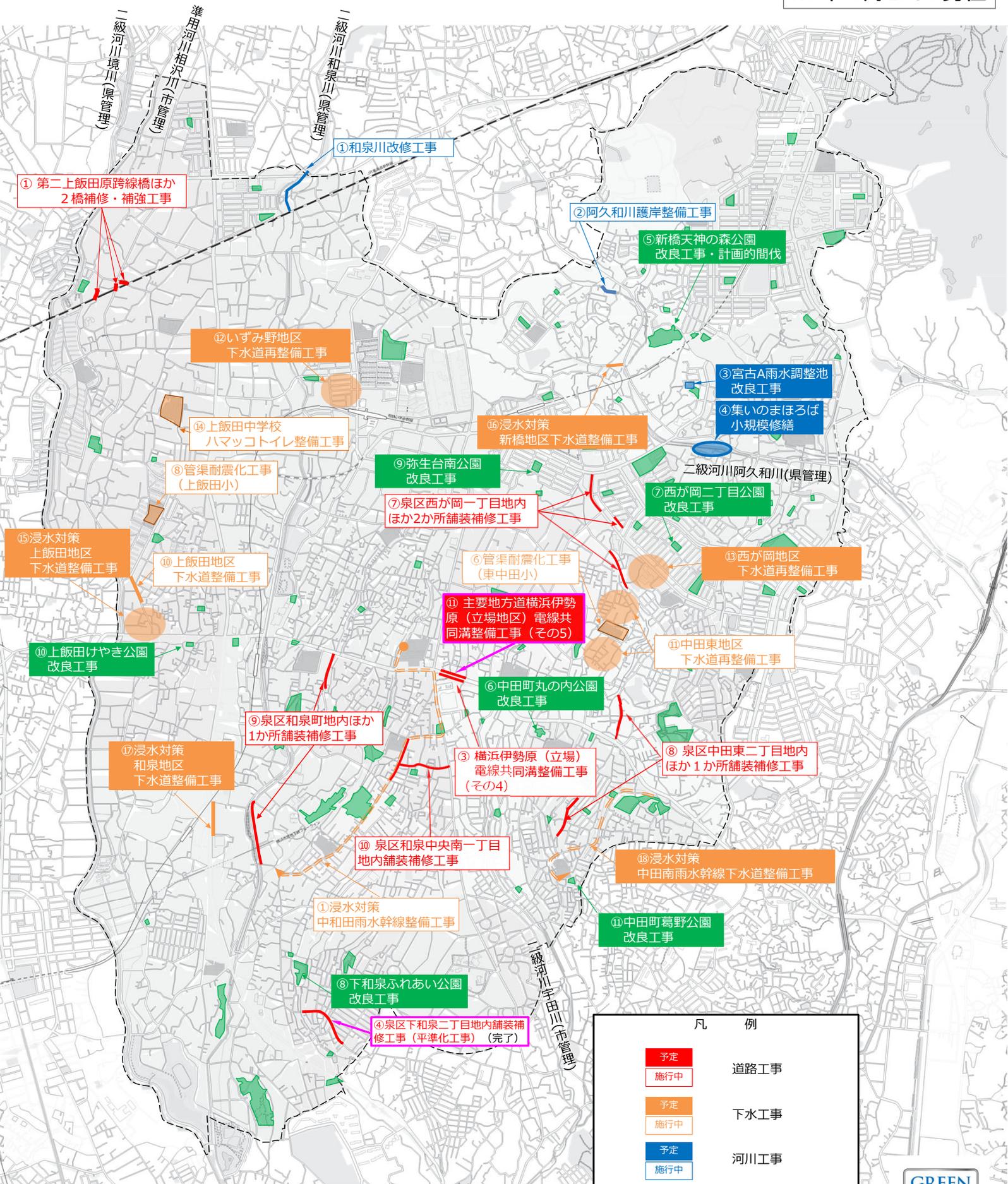
令和6年6月～7月	調査票発送、回収
秋頃	報告書完成
令和7年2月	広報よこはま泉区版にて公表

問合せ先 区政推進課企画調整係
担当：志澤・川上
電話：800 - 2331
FAX：800 - 2505

令和6年度泉土木事務所管内工事箇所図

資料 10

R6年 6月19日現在



■ 主な工事を記載しました。
 (工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
 ■ 上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
 ■ 工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。

凡 例	
予定	道路工事
施工中	
予定	下水工事
施工中	
予定	河川工事
施工中	
予定	公園工事
施工中	
〇	前回からの変更箇所





1 犯罪情勢等 5月末現在

(1) 刑法犯認知状況(暫定)

	令和6年	令和5年	増減
自 転 車 盗	25件	23件	+2件
オ ー ト バ イ 盗	13件	4件	+9件
自 動 車 盗	3件	2件	+1件
車 上 ね ら い	6件	4件	+2件
万 引 き	35件	24件	+11件
強 盗	0件	1件	-1件
空 き 巣	5件	10件	-5件

特 徴

- オートバイの盗難が増えています。
- 盗まれた場所は、自宅やマンションなどの敷地内が多くなっています。

(2) 特殊詐欺

	令和6年	令和5年	増減
発 生 件 数	16件	24件	-8件
被 害 総 額	約2,600万円	約4,700万円	-約2,100万円

特 徴

- 区役所・警察等の官公庁や銀行を騙った詐欺の電話が増加しています。
- コンビニエンスストアでアップルカード等の電子マネーカードを購入させ、番号を聞き取ってお金を騙し取る詐欺も発生しています。
- 自動音声案内による詐欺も続いています。

2 交通事故の発生状況 5月末現在

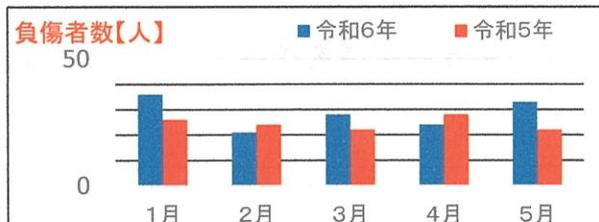
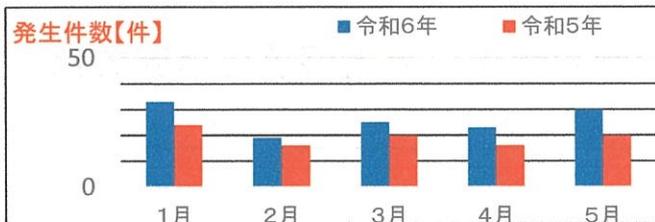
(1) 発生状況(暫定)

	令和6年	令和5年	増減
発 生 件 数	130件	113件	+17件
死 者 数	0人	0人	±0人
負 傷 者 数	142人	122人	+20人

	令和6年	令和5年	増減
高 齢 者	54件	38件	+16件
二 輪 車	52件	36件	+16件



(2) 月別推移



特 徴

- 高齢者と二輪車の事故が増加しています。
- 事故全体の比率では、
高齢者 41.5%
二輪車 40.0%
となっています。
- 5月中、高齢者が運転する二輪車が関連した重傷事故が複数件発生しています。

お 願 い

- 7/11(木)~20(土)夏の交通事故防止運動が行われます。
スローガンは「ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ」です。
- 交通安全教室やトラビック(交通安全体操)の申し込み受付中です。

要 注 意 !!

- 泉区内において、一般住宅やマンションに設置のアルミ製の門扉が盗まれる事件が、

令和6年6月9日から1週間の間に

13件

発生しています。

発生時間帯は **夜間帯** です。

★★対策★★

- 防犯カメラを設置する。
- センサーライトを設置する。
- 門扉を門柱に固定する。
- 不審者や不審車両を見かけたら通報。

お 願 い

- パソコンを使用中、画面に **コンピューターウイルスに感染しました!** と表示が出たり、オペレーターを名乗る者が **コンビニで電子マネーを購入して手数料を支払って!** 等と言ってくるのは詐欺です!!

オートバイ交通事故注意!



3 町名別発生状況(5月末現在)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
5月中	2	3	3	2	7	1	1	12	0	3	2	0	2	6	8	1	4	2	0	1	0	1	1	62
前年比	±0	+3		±0	+4	-1	±0	+5	±0	±0	+2	-1	+1	±0	+6	+1	+1	-2	-1	±0	-1	-1		+16
5月末	8	22	11	6	16	7	4	47	0	8	4	3	11	21	17	2	18	3	7	2	0	12	3	232
前年比	-3	+14		-5	+9	+1	-2	+17	±0	+2	+1	+2	+4	+2	+1	+1	+11	-3	+3	-2	-1	±0		+52

* 令和5年5月末分から、和泉町にあつては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
5月中	2	2	0	1	2	0	0	7	0	0	0	0	3	2	2	1	5	0	1	2	0	0
前年比	+1	+1		-3	+2	-2	±0	+4	±0	±0	-1	±0	+2	±0	+2	+1	+2	±0	+1	±0	±0	±0
5月末	9	8	3	10	9	7	1	30	0	2	2	3	5	5	5	3	12	3	4	8	0	1
前年比	+7	-8		±0	+3	+5	-3	+19	±0	±0	-2	+1	±0	-1	-3	+1	-2	-1	+3	+3	-1	-4

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他※	合計
5月中	3	3	1	1	0	21	1	30
前年比	±0	+2	±0	-1	±0	+9	±0	+10
5月末	15	12	10	2	1	88	2	130
前年比	-1	-4	+5	-5	±0	+25	-3	+17



留守番電話大作戦

★防犯対策電話録音機 貸出中★

- 呼び出し音が鳴る前に「防犯のため、通話内容を録音します」などの警告が流れ、通話を録音する「自動録音装置」です。
 - 高齢者向けに無償で貸し出します。
- * 対象 泉区在住の70歳以上の方

お問い合わせ先: 泉警察署生活安全課

資料 12

泉区連長会資料
令和6年6月19日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和6年5月30日現在

火災状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
火災件数		17	10	7
火災種別	建物火災	11	7	4
	車両火災	0	2	△ 2
	その他火災	6	1	5
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(m ²)	317	364	△ 47
	死者	1	1	0
	負傷者	0	2	△ 2

泉区内 主な火災原因	令和6年	令和5年	増△減
放火(疑い含む)	6	0	6
ストーブ	2	2	0
火あそび	1	0	1
たき火	1	0	1
灯火	1	0	1
上記以外の火災原因	6	8	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和6年	令和5年	増△減
救急出場件数		4,209	3,751	458
救急種別	急病	2,950	2,673	277
	交通事故	151	116	35
	一般負傷	784	719	65
	その他	324	243	81

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	0
新橋地区	1
和泉北部地区	3
和泉中央地区	1
下和泉地区	2

連合名	件数
富士見が丘地区	1
上飯田地区	2
上飯田団地地区	4
いちよう団地地区	0
中田地区	1
しらゆり地区	0
その他	0

令和6年 夏の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目 的

夏のレジャーなどに起因する過労運転や、夏特有の解放感による無謀運転などにより交通事故が多発することが懸念されることから、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期 間

7月11日（木）～7月20日（土）

スローガン

ぎりぎりの 時間と車間が 事故を呼ぶ

重 点

- 1 安全運転意識の向上
- 2 妨害運転・飲酒運転の根絶
- 3 子どもや高齢者を始めとする歩行者の安全確保



横浜市交通安全キャラクター
ルールちゃん

◇◇◇令和5年中市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

■人身交通事故全数

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	7,703件	+211	+2.8%	40人	+2	+5.3%	8,909人	+426	+5.0%
神奈川県	21,870件	+772	+3.7%	115人	+2	+1.8%	25,644人	+1,262	+5.2%

■子どもの人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	541件	+56	+11.5%	1人	0	0.0%	582人	+62	+11.9%

■高齢者の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	2,572件	+101	+4.1%	18人	+3	+20.0%	1,326人	+35	+2.7%

■自転車乗車中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	1,760件	+26	+1.5%	3人	-1	-25.0%	1,661人	+8	+0.5%

■二輪車乗車中の人身交通事故

	件 数			死者数			負傷者数		
	前年比	増減率		前年比	増減率		前年比	増減率	
横浜市	2,402件	-15	-0.6%	15人	+3	+25.0%	2,153人	-15	-0.7%

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動について周知を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携した運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と交通安全のための広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。

警察

- 1 悪質性・危険性の高い交通違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街頭活動を強力に推進します。
- 3 高齢運転者に対する運転講習会や夏休みを控えた子どもに対する交通安全教室などの交通安全教育を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法等の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に即応した交通事故防止活動を推進します。
- 6 交通情報板などを利用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進

交通安全協会など交通安全団体及び地域関係団体

- 1 キャンペーンなどの開催を通じて、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による見守り活動で、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

教育関係

- 1 夏休みを迎えるにあたり、夏特有の解放感が交通事故につながらないよう、具体的な交通事故事例の紹介などによる交通安全教育を推進します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用して、運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 レジャーや帰省などで長距離ドライブをするときは、過労運転にならないよう無理のない計画を立てましょう。
- 2 自動車運転中に子どもや高齢の歩行者・自転車利用者を見かけたら、減速・徐行・一時停止するなど、思いやりのある運転を心がけましょう。
- 3 家族・周囲に運転に不安を感じている方がいる場合は、運転適性相談や運転免許自主返納について話し合しましょう。
- 4 警報機が鳴ったら、絶対に踏切に入らないようにしましょう。
- 5 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 6 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車・二輪車のマナーアップと交通ルールの遵守気運を高めましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323